



平成 27 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 K I ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 掛川 隆
コード番号 6747 東証第 2 部
問合せ先 取締役 若林 秀和
TEL 045-822-7101

和解による訴訟の解決及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 2 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせした、Thai Airways International Public Company Limited から平成 23 年 12 月 9 日（訴状送達日：平成 24 年 3 月 1 日）付で当社に対して提起された訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、平成 27 年 11 月 13 日付で和解契約（以下「本和解契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本和解に伴い、特別利益が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

I. 和解について

1. 和解の相手方の概要

- (1) 商 号：Thai Airways International Public Company Limited 他
- (2) 所 在 地：89 Vibhavadi Rangsit Road Bangkok 10900, Thailand
- (3) 代 表 者：President: Charamporn Jotikasthira

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 23 年 12 月 9 日、Thai Airways International Public Company Limited（以下「原告」といいます。）から、同社に対し納入する予定であった航空機用座席等の納入に遅延等が発生したとして、英国高等法院（High Court of Justice）において本件訴訟の提起を受けました。

その後、平成 27 年 5 月 12 日付の「訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、平成 27 年 5 月 11 日（現地時間）、当社に 82,732,284 米ドル、19,638,789 ユーロ、4,640,417 タイバーツ（合計約 126 億 9 千 6 百万円）（注 1）の損害の賠償並びにこれに対する利息及び訴訟費用の支払を命じる第一審判決がありました。当社はこれまで、第一審判決及び裁判所命令に従い、訴訟費用の内払い等や判決執行停止のための一部支払い等として、60,000,000 米ドル及び 2,436,416 ポンド（合計 78 億 8 千 6 百万円）（注 2）を原告に支払いましたが、平成 27 年 11 月 13 日、原告との間で、下記 3 の内容の本和解契約を締結いたしました。

これは、当社として、本件訴訟の長期化による訴訟費用の増大及び人的資源の負担等を総合的に考慮した上で、本和解契約を締結することが当社にとって最善と判断したことによるものです。

3. 本和解契約の概要

- (1) 当社が原告に対して、平成 27 年 11 月 30 日までに、和解金 52,500,000 米ドル（約 64 億 8 千 7 百万円）（注 3）を支払う。
- (2) 既に支払済みの金額及び上記(1)の和解金の支払をもって、原告及び当社は本件訴訟を終了させ、納入済み及び納入予定であった航空機用座席等に関する一切の義務及び債務をそれぞれ免除する。

II. 特別利益の発生について

当社は、既に支払済みの金額を含め、本件で支払うべき和解金額の全額について、既に損害賠償引当金として引当済みです。当社は、本和解に伴い、損害賠償引当金戻入により、約10億6千4百万円を、平成28年9月期第1四半期に特別利益として計上する見込みです。

今期の業績に与える影響は、現在精査中ですので、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

(注1) 平成27年5月12日時点のTTS為替レート(121.15円/米ドル、135.29円/ユーロ、3.64円/タイバツ)で換算しております。

(注2) 各支払日時点のTTS為替レートで換算しております。

(注3) 平成27年11月13日時点のTTS為替レート(123.58円/米ドル)で換算しております。

以 上